

# 産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～建設業編～のご紹介

## 第14回 株式会社竹中工務店の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、電子マニフェストの活用を含め、排出事業者における、産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和6年3月)

第14回は、事例集の中から、企業行動規範において「地球環境への貢献」を定めており、脱炭素社会に向けた環境建築の創出、環境性能向上、環境負荷低減を推進、資源循環社会の実現に貢献する建設リサイクル活動を発展させた3R活動を推進し、事業活動に起因する環境汚染や環境負荷などのリスク対策に取り組んでいる、株式会社竹中工務店の電子マニフェストの使用状況や取組みについて一部抜粋し掲載します。(実績情報等を更新)

### 1 会社概要

- 本社所在地：大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号
- 資本金：500億円(令和7年3月現在)
- 従業員数：7,804人(令和7年1月現在)
- 主な事業内容：建築工事及び土木工事に関する請負、設計及び監理  
建設工事、地域開発、都市開発、海洋開発、宇宙開発、エネルギー供給及び環境整備等のプロジェクトに関する調査、研究、測量、企画、評価、診断等のエンジニアリング及びマネジメント  
土地の造成並びに住宅の建設 等
- 受注形態：建築100%

### 2 産業廃棄物に関する情報

#### ○排出する主な産業廃棄物(令和6年度実績)

| 廃棄物区分          | 産業廃棄物                                                              | 特別管理産業廃棄物                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 排出する主な産業廃棄物の種類 | がれき類(コンクリート塊) 約40万t<br>汚泥(建設汚泥) 約29万t<br>木くず 約3万t<br>廃プラスチック類 約2万t | 廃石綿等 約4千t<br>(建物の改修と解体工事で発生) |

※ 排出量は、マニフェストで集計した委託処理量

※ 一部の金属くずや段ボールは有価物として売却

#### ○主な産業廃棄物の処理・リサイクル方法(令和6年度実績)

- 委託契約書に記載した処理方法、リサイクル方法で中間処理業者が産業廃棄物の種類ごとに処理、リサイクルを実施している会社に搬出。

#### ○主な産業廃棄物のリサイクル率(令和6年度実績)：95.6%

- ※ 建設汚泥と特別産業廃棄物を除いた産業廃棄物のリサイクル率を集計
- ※ 処分業者にリサイクル品目を確認し、報告される産業廃棄物の品目ごとの数量からリサイクル率を算出している
- ※ リサイクル率は熱回収を含む

### 3 委託先処理業者選定

#### ○処理業者の情報収集

- お客様等からの紹介により、初めて委託契約を行う予定の処理業者について、同業他社で委託した際の状況について口頭で情報を聞き取り。

#### ○選定方法・選定基準

- 処理業者選定のためのチェックリストを作成、保管基準の遵守状況、施設での許可看板の設置状況、安全設備(手選別機械の安全装置等)の整備状況等の約20項目を確認。
- 委託契約書の確認を本支店の安全環境部が行う。処理料金が安すぎると判断した場合は契約書を差し戻して、現場担当者が処理業者に対して処理料金が安い事情を聞き取る。
- 処理業者の過去の事故等も選定の際に考慮。

### 4 実地確認の実施状況

#### ○実施する従業員数

- 基本契約の委託先に対しては、本支店の担当者1名が実地確認を行う。工事毎に個別に契約する場合は、

工事担当者が実地確認を行う。

### ○実施頻度・所要時間

- 複数の処理方法で処理を行う総合中間処理施設では、施設の確認に1.5～2時間、事務所での書類の確認に1時間、処理エリアの情報収集に0.5時間程度を要しており、実地確認のために合計で3時間程度、施設に滞在。

### ○確認対象

- 実地確認は主に中間処理施設を対象。
- 直接、最終処分業者と委託契約している場合は、実地確認を実施。
- 中間処理業者が契約している最終処分場については、3～5年に1回の頻度で、中間処理業者が実施する実地確認に同行。

### ○確認内容

- 委託先の処理能力が低い場合や、処理能力が十分でも他社の産業廃棄物を受け入れ過ぎていて、産業廃棄物が大量に保管されているというような場合は、不法投棄のリスクが高くなるほか、産業廃棄物を搬入できなくなることで、工事が止まってしまうことも危惧されるため、契約しても問題ないか再度検討する。
- リサイクル品については、納品伝票から処理量と販売数量に極端な相違がないかを確認。
- 実地確認では収集運搬車両の表示や許可証の写しを車両に携帯しているかを確認。
- 最終処分場では、残余年数や次期計画等を確認し、契約継続が可能かを検討。

## 5 委託契約・事前打合せ

### ○委託契約

- 自社で法務部門が確認した約款を作成しており、約款の様式に法定記載事項のほか、反社会勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の項目を追加。

### ○委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達

- 処理業者の要望により、契約前に、排出現場で産業廃棄物の現物を確認することがある。処理業者が産業廃棄物の現物を確認した後に、双方が話し合っており、処理費用を決めている。
- 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 汚泥やコンクリート塊等については、過積載防止対策として、1台の運搬車両にどの程度、積載するのかという具体的な数量を契約前に決めることとしている。

## 6 電子マニフェストの使用状況

### ○電子マニフェストの運用方法

- 令和6年度の電子化率は98.7%。
- 電子マニフェストは本支店7ヶ所で加入し、ASPのサービスを利用して電子マニフェスト情報を登録。
- 電子マニフェストの運用については、技術系、事務系の社員への社内研修で周知。

### ○電子マニフェスト導入の効果

- 電子マニフェストを導入して、マニフェストに関する業務が軽減し、効率的にマニフェストの管理ができるようになった。
- 処理終了報告の確認期限のアラートにより終了報告の確認漏れがなくなった。

### ○電子マニフェスト情報の活用方法

- ASPのサービスを利用して、マニフェスト情報から廃棄物運搬時のCO<sub>2</sub>排出量を算出。

## 7 工事現場での廃棄物の保管から処理までの管理

- 現場担当者は産業廃棄物の保管場所を、毎日確認し、その他にも1回／月、社内のチェックリストにより確認。また、現場の職長会が設置する環境委員会でも、委員による産業廃棄物の保管場所の確認を1回／週、行う。
- 排出現場での分別は、社内で設定した分別表により実施。

## 8 その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組み

- リサイクル率の高い複数の委託先と基本契約を締結することにより、同じ品目で複数の委託先が確保され、委託を予定していた施設の事故や自然災害等により処理ができない場合も、他の委託先でリサイクル処理が可能な体制になっている。